

(証券コード 6035)  
2019年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス  
代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎

## 第5期定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時00分（当社営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に記載の当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、3頁をご参照ください。）

謹白

### 記

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2019年6月25日（火曜日）午前10時                      |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号<br>霞が関ビルディング26階 当社本店会議室 |

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第5期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                   |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件          |

### 4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 議決権行使書の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面により複数回、議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.irjapan.jp/>)に掲載させていただきますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部でございます。
    - ①連結計算書類のうち連結注記表
    - ②計算書類のうち個別注記表
  3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.irjapan.jp/>)に修正後の内容を掲載させていただきます。
  4. 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
  5. 第5期定時株主総会招集ご通知より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

### 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2019年6月24日（月曜日）午後5時00分までとなっておりますので、お早目にご行使をお願いいたします。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

【パソコンをご利用の方】

上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

【スマートフォンをご利用の方】

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「パスワード」を入力することなく議決権をご行使いただくことができます。

なお、一度議決権をご行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、所定の「ログインID」および「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

#### 3. 「ログインID」および「パスワード」のお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) 「パスワード」は、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) 「パスワード」の再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

#### 4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

【専用ダイヤル】0120-975-960

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針の下、期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき23円00銭  
配当総額 409,963,339円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月26日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	 <p>寺下史郎 (1959年1月5日生)</p>	<p>1982年11月 株式会社エイ・アイ・エイ（現ジー・アイアール・コーポレーション株式会社）入社</p> <p>1997年10月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）入社</p> <p>2001年1月 同社執行役員</p> <p>2004年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員（現任）</p> <p>2006年6月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）取締役専務執行役員</p> <p>2007年4月 同社取締役副社長</p> <p>2007年10月 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（現株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長</p> <p>2007年12月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長</p> <p>2008年4月 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO（現任）</p> <p>2012年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員</p> <p>2015年2月 当社代表取締役社長・CEO（現任）</p> <p>2017年12月 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO</p> <p>経済産業省「企業価値研究会」委員</p> <p>経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員</p>	9,089,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	 <p data-bbox="210 530 353 563">くり おたくし 栗尾 拓 滋</p> <p data-bbox="194 583 370 606">(1966年6月17日生)</p>	<p data-bbox="404 190 860 213">1990年4月 野村證券株式会社入社</p> <p data-bbox="404 217 860 266">2010年4月 同社大阪企業金融二部マネージング・ディレクター</p> <p data-bbox="404 270 860 319">2012年7月 同社企業金融三部マネージング・ディレクター</p> <p data-bbox="404 323 860 371">2013年4月 株式会社アイ・アール ジャパン入社 マネージング・ディレクター</p> <p data-bbox="404 376 860 399">2013年6月 同社代表取締役副社長・COO（現任）</p> <p data-bbox="404 403 860 426">2013年11月 同社投資銀行本部長</p> <p data-bbox="404 430 860 453">2015年2月 当社代表取締役副社長・COO（現任）</p> <p data-bbox="404 458 860 480">2017年1月 当社経営統括本部 管掌・本部長</p> <p data-bbox="404 485 860 533">2017年1月 株式会社アイ・アール ジャパン業務 推進本部、管理本部 管掌</p> <p data-bbox="404 538 860 560">2017年7月 同社業務本部 管掌</p> <p data-bbox="404 565 860 613">2019年1月 同社IRコンサルティング本部 管 掌・本部長（現任）</p> <p data-bbox="415 618 591 641">（重要な兼職の状況）</p> <p data-bbox="404 645 871 694">株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社 長・COO</p> <p data-bbox="404 698 860 721">同社IRコンサルティング本部 管掌・本部長</p>	13,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	 <p data-bbox="193 621 372 659">みな がわ mitsuhiro 皆 川 裕</p> <p data-bbox="193 677 372 700">(1973年3月23日生)</p>	<p data-bbox="400 193 863 266">2001年1月 株式会社アイ・アール ジャパン (旧株式会社アイ・アール ジャパン) 入社</p> <p data-bbox="400 273 863 296">2007年11月 同社IR・SRリサーチユニット長</p> <p data-bbox="400 303 863 346">2008年7月 株式会社アイ・アール ジャパンコーポレート・プランニングユニット長</p> <p data-bbox="400 353 863 396">2011年4月 同社IR・SRコンサルティングユニット長</p> <p data-bbox="400 403 863 476">2014年5月 同社IR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット 統括部長</p> <p data-bbox="400 483 863 506">2016年5月 当社財務ユニット長</p> <p data-bbox="400 514 863 616">2016年5月 株式会社アイ・アール ジャパンIR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット、財務ユニット 統括部長</p> <p data-bbox="400 624 863 647">2017年1月 同社業務推進本部 本部長</p> <p data-bbox="400 654 863 677">2017年7月 同社業務本部 本部長</p> <p data-bbox="400 684 863 707">2018年6月 当社取締役 (現任)</p> <p data-bbox="400 715 863 757">2018年6月 当社経営統括本部 管掌・本部長 (現任)</p> <p data-bbox="400 765 863 807">2018年6月 株式会社アイ・アール ジャパン取締役 (現任)</p> <p data-bbox="400 814 863 857">2018年6月 同社業務本部 管掌・本部長 (現任)</p> <p data-bbox="400 864 863 907">(重要な兼職の状況) 株式会社アイ・アール ジャパン取締役 同社業務本部 管掌・本部長</p>	113,400株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺下史郎氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 寺下史郎氏を取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループの代表取締役社長・CEOとして経済界、法曹界のみならず経済産業省における研究会においてもその存在価値を示す等積極的な交流を行っており、当社の様々な部門に精通する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。
4. 栗尾拓滋氏を取締役候補者とした理由は、証券業界において蓄積した深い経験と知識を生かし、当社グループの代表取締役副社長・COOとして子会社の業務本部等の管掌を歴任する等、当社の様々な部門に精通し当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。
5. 皆川裕氏を取締役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、高い倫理観を有しているほか、当社グループにおける主要な部門での豊富な経験と見識を有する等当社の様々な部門に精通し、当社グループ全体の事業および経営を熟知する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	 <p data-bbox="210 642 353 677">おお にし かず ふみ 大 西 一 史</p> <p data-bbox="193 694 370 716">(1948年8月16日生)</p>	<p>1972年4月 株式会社電通入社</p> <p>1992年4月 同社ラジオ局ラジオ2部長</p> <p>1998年1月 同社総務局文書部長</p> <p>2002年6月 同社総務局長</p> <p>2004年6月 株式会社電通ファシリティマネジメント(現株式会社電通ワークス)代表取締役社長</p> <p>2015年6月 株式会社アイ・アール ジャパン社外取締役(監査等委員)</p> <p>2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2018年6月 株式会社アイ・アール ジャパン取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社アイ・アール ジャパン取締役(監査等委員)</p>	2,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	 <p>やもり のぶ よし 家 森 信 善 (1963年8月13日生)</p>	<p>2004年2月 名古屋大学（現国立大学法人名古屋大学）大学院経済学研究科教授 2010年9月 金融庁「金融機能強化審査会」委員（現任） 2011年1月 金融庁「金融審議会」委員（現任） 2012年6月 株式会社アイ・アール ジャパン社外監査役 2014年4月 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授（現任） 2014年4月 国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授（現任） 2015年2月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2016年4月 国立大学法人神戸大学経済経営研究所副所長（現任） 2018年4月 金融庁参与（現任） 2018年6月 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授 金融庁「金融審議会」委員 金融庁参与 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役</p>	0株
3	 <p>やす なが たか のぶ 安 永 崇 伸 (1971年12月16日生)</p>	<p>1994年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 2010年6月 経済産業省資源エネルギー庁省エネエネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室長 2011年11月 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電気事業制度企画調整官 2015年7月 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 2016年7月 同省経済産業政策局産業組織課長 2017年10月 株式会社エネルギー政策研究所設立代表取締役（現任） 2018年6月 イーレックス株式会社社外取締役（現任） 2018年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社エネルギー政策研究所代表取締役 イーレックス株式会社社外取締役</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 大西一史氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、大西一史氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 家森信善氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、家森信善氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 安永崇伸氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、安永崇伸氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の勤務先であった経済産業省は、当社の主要な取引先に該当しません。

#### 【社外取締役の独立性判断基準】

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役およびその候補者が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当社にとって独立性を有するものとみなす。

- ①当社および当社子会社（以下「当社グループ」と総称）に勤務経験を有する者
- ②当社の主要株主または法人である場合は当該法人に所属する業務執行者（※1）
- ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する会社の業務執行者
- ④当社グループの主要な取引先の業務執行者（※2）
- ⑤当社グループの主要な借入先の業務執行者（※3）
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人において勤務経験を有する者
- ⑦当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士、税理士（※4）
- ⑧当社グループから多額の寄付および助成を受けている者（※5）
- ⑨当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
- ⑩過去5年間において上記②から⑧のいずれかに該当していた者
- ⑪上記①から⑩に該当する者の近親者等

※1：主要な株主とは、直接保有、間接保有を問わず、当社事業年度末において議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう

※2：主要な取引先とは、当社グループがサービスを提供している取引先であり、直近連結会計年度における年間取引額が、当社グループの年間連結売上高の3%を超えるものをいう

※3：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関であり、直近連結会計年度における借入額の年間平均残高が、当社グループの連結総資産の3%を超える金融機関をいう

※4：多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度において、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう

※5：多額とは、当社グループから年間1,000万円を超えるときをいう。当該寄付および助成を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう

6. 大西一史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が人格、識見とも優れ、高い倫理観を有しているほか、大手広告代理店子会社における経営者としての豊富な実績と経験を有していることから、当社の経営に対し厳格な監視監督を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。

7. 家森信善氏を社外取締役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、高い倫理観を有しているほか、金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家であることから、当社の経営に対し厳格な監視監督を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけのものと判断しております。
8. 安永崇伸氏を社外取締役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、高い倫理観を有しているほか、行政におけるエネルギー分野、コーポレート・ガバナンスに関する分野で指導的な役割を果たす等豊富な経験と幅広い識見により当社の経営に対し厳格な監視監督を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。
9. 大西一史氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）でありますが、社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
10. 家森信善氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
11. 安永崇伸氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
12. 家森信善氏は、過去5年間において、当社の子会社である株式会社アイ・オール ジャパンの監査役であり、大西一史氏は、過去5年間において、当社の子会社である株式会社アイ・オール ジャパンの監査等委員である取締役であります。
13. 大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏は、過去5年間において他の会社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実ならびにその事実の発生の予防のために行った行為および発生後の対応について、該当事項はありません。

## 【取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】

当社は、取締役の選解任および取締役候補者の指名に当たり、以下の方針と手続を定めております。

### ＜方針＞

取締役の選解任基準の方針は以下のとおりです。

#### (1) 選任提案基準

選任提案に当たり、社内取締役、社外取締役いずれの候補者も、以下に挙げる全ての基準を満たすこととします。

##### (社内取締役)

- ① 当社グループの企業使命を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ② 当社グループの歴史、企業文化、社員特性を良く理解し、業務に関し十分な経験と知識を有すること
- ③ 当社グループの置かれた経営環境、競合の動向、企業理念等を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の大幅な増大に資することができる経営戦略、実行計画等について具体的な提案、執行を行うことができること
- ④ 当社グループの経営戦略および実行計画を絶えず検証し、改善する努力を継続すること
- ⑤ 当社グループの属する業界、提供する価値に関する市場の変化を敏感に察知し、当社グループの進むべき方向性について建設的な議論を行うことができること

##### (社外取締役)

- ① 当社グループの企業憲章を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ② 企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他の専門分野のいずれかにおいて高い専門的知見および豊富な経験を有すること
- ③ 当社グループの特性（迅速性、柔軟性、実効性）を良く理解し業務執行取締役が当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて提案する内容を歓迎し、取締役会において適切にリスク管理に基づく監督機能を果たすとともに、企業価値の大幅な増大に資する建設的な検討への貢献が期待できること
- ④ 独立社外取締役においては当社グループが定める独立性判断基準を充足すること

#### (2) 解任提案基準

以下に挙げる基準に一つでも該当した場合、解任提案の対象とします。

- ① 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること
- ② 法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと

- ③職務執行に著しい支障が生じたこと
- ④選任基準の各要件を欠くことが明らかになったこと

<手続>

取締役の選解任の手続は以下のとおりです。

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、毎年、株主総会での選任の対象とされる。
- ②監査等委員である取締役については、2年ごと、株主総会での選任の対象とされる。
- ③すべての取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経たうえで、取締役会で決定される。

以 上

# 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

区 分	当連結会計年度 (2019年3月期)		前連結会計年度 (2018年3月期)	
	金額 (百万円)	増減率 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	4,827	16.8	4,133	7.7
営業利益	1,434	24.0	1,156	14.5
経常利益	1,447	25.1	1,157	14.7
親会社株主に帰属する当期純利益	976	18.9	821	18.2

当社グループの当連結会計年度（2018年4月1日～2019年3月31日）は、世界経済情勢において一部底打ち感が見られてきたものの、依然として不確実性の一段とした高まりを受け、わが国の株式市場は出遅れの様相から完全に脱却できない状況が続きました。こうしたなか、欧米を中心に活動してきた大手アクティビストが明確な意思を持ちわが国の株式市場でのプレゼンスを高めるとともに、伝統的機関投資家においても、強力な株主議決権を活用し上場企業に対して巧みな提案をつきつけるなど、アクティビズムの新時代が本格的に始まりました。一方、当社グループのお客様である上場企業にあっては、コーポレートガバナンス・コードの改訂により、政策保有株式の保有意義が厳しく問われるなか、旧来の安定株主対策は限界に近づいており、資本リスクに対する警戒感が急速に高まってまいりました。当社グループはこうした変動のなか、唯一無二のエクイティ（株式議決権）・コンサルティング会社として、IR・SRコンサルティング、投資銀行、証券代行を有機的に結合し、既存のサービスの受託を拡大するとともに、新たに開発したAIを活用した資本コンサルティングサービス、コーポレート・ガバナンス関連業務、さらには株式議決権、株主動向に関する圧倒的知見をもとに独立系FA（Financial Advisor）としての強みが活かされる案件の受託が増加しました。

当連結会計年度の売上高および各段階利益は前年同期を大幅に上回り、5期連続

の増収増益および過去最高を達成しました。当連結会計年度の売上高は、前年同期比16.8%増加し4,827百万円、営業利益は投資銀行オフィスの開設やコンサルタント人員の拡充等の費用の増加も吸収し、同24.0%増加し1,434百万円、経常利益は同25.1%増加し1,447百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、同18.9%増加し976百万円となりました。

当社グループの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。サービス別に売上高の概要を示すと次のとおりであります。

サービス別	当連結会計年度 (2019年3月期)			前連結会計年度 (2018年3月期)	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)	売上高 (百万円)	増減率 (%)
IR・SRコンサルティング	4,052	84.0	18.2	3,429	12.7
ディスクロージャーコンサルティング	571	11.8	16.4	491	△11.7
データベース・その他	202	4.2	△4.7	213	△9.9
合計	4,827	100.0	16.8	4,133	7.7

#### ①IR・SRコンサルティング

実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、プロキシ・アドバイザー（株主総会議案可決における総合的な戦略立案）、投資銀行業務、証券代行業務等を中心とする当社グループの中核的サービスです。

当連結会計年度のIR・SRコンサルティングの売上高は、前年同期に比べ18.2%の増加となりました。

日本の上場企業の最大の投資主体である海外機関株主ならびに国内機関株主、すなわちスチュワードシップ・コードが影響を及ぼす純機関株主の持株数は過半数を超え、いよいよわが国の上場企業の支配権を決定するキャスティングボートを握る状況を呈しており、プロキシ（議決権）の判断が今後、一層重要度を増すと予想されます。世界で最も影響力の高い年金基金（運用資金提供者）のESG（環境・社会・ガバナンス）強化という大きな変動の基軸のなかで、とりわけ“G”に関しては、成長ドライバーの不足、事業ポートフォリオの選択と集中の曖昧さ、不祥事、高次元の内部留保と因習に囚われた株主還元など、あらためて日本企業の企業統治

のあるべき姿が市場に問われる形となりました。こうした状況のなか、海外アクティビストの進出が加速するとともに、米国最大級のアクティビストが日本企業の取締役就任するなど、アクティビズムの新時代が本格的に始まりました。また、アクティビストだけでなく、伝統的な機関投資家においてもアクティビストと同様の要求を企業につきつける事例も顕在化しつつあり、少数株主保護の観点やグローバルな株主還元強化を大義名分に、資本政策、M&A戦略、ガバナンス面など様々な観点から上場企業を追及し、経営の根幹を揺るがす要求を繰り返すケースが頻発しております。

一方、当社グループのお客様である上場企業にあっては、コーポレートガバナンス・コードの改訂により、金融機関ならびに事業会社の持ち合い株式等政策保有株式の保有意義が厳しく問われるとともに、海外・国内機関株主の議決権行使の厳格化が進み、旧来の安定株主対策は限界に近づきつつあります。こうしたなか、唯一無二のエクイティ・コンサルティング会社である当社グループならではの全世界の機関株主の議決権情報の圧倒的精度やスピードが評価され、議決権の安定確保に関するSRコンサルティングサービスの受託が大幅に拡大しました。これらの既存のサービスに加え、企業防衛意識の高まりをうけ、AIを活用しアクティビストリスク分析を行う最先端の開発商品「アクティビスト・アナリティクス」の導入がラージキャップ企業を中心に進むとともに、資本政策に関するコンサルティングサービスも伸長しました。また、当社グループが独自に開発した個人株主対応におけるコンサルティングサービス「株主倶楽部」(※)も順調に伸びております。

ガバナンスコンサルティングにおいては、機関株主における社外取締役の独立性判断基準の厳格化や、取締役会における社外取締役比率の増加や多様性を求める動きに後押しされ、社外取締役等人材紹介サービスの受託が増加しました。また、機関株主を中心に、取締役会の実効性について第三者機関の活用を求める声が高まっていることに加え、取締役会の有効性に対する公正性を担保することがアクティビスト対策の一つとなってきたこともあり、当社グループの取締役会評価サービスも受託が伸長しています。

投資銀行部門においては、唯一無二の実績を有する先鋭的PA (Proxy=議決権争奪 Advisor) コンサルティング体制に加え、法律、会計、財務等の専門家を拡充したFA (Financial Advisor) コンサルティング体制を強化し、株式議決権、株主動向、コーポレート・ガバナンスに関する圧倒的知見を活用した、唯一無二の独立系FAとして存在感が大きく高まってきております。当連結会計年度では、アクティビストから提案を受けた上場会社に対するFA・PAの大型案件、上場企業による未上場企業の買収時の買手FA、上場会社のグループ再編・ガバナンス変更に伴う大型SR案件等、当社グループならではの知見と経験が必要とされる難易度の高い案件を中心に、引き続き堅調にFA・PA業務の受託を伸ばしました。FA・PA業務につきましては、現時点でも新規のFA・PA案件が増加しており、引き続き豊富なパイプラインを有してお

ります。

証券代行事業においては、受託決定済み企業は2019年5月14日時点で80社、管理株主数は359,983名となりました（前年同期の受託決定済み企業は60社、管理株主数は288,528名）。アクティビスト・敵対的買収からの企業防衛の観点からも、株主の前線に立つ証券代行機関の株主情報ならびに機動的な株主対応能力の重要性が高まっており、企業防衛・株主の長期安定化・議決権の安定確保・機動的エクイティファイナンスへの対応など、当社グループの高度なソリューションを認知した大手上場企業からの委託替えやアーリーステージの企業からの新規受託が増加しており、この動きは今後もさらに加速していくことが予想されます。

※「株主倶楽部」は子会社株式会社アイ・アール ジャパンの登録商標です。

### ②ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）およびリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。

当連結会計年度のディスクロージャーコンサルティングの売上高は、資金提供者や機関投資家のESGへの関心の高まりを受け、当社グループの強みである機関投資家の視点を活かしたESG開示に関するコンサルティングニーズを確実に捉えた結果、前年同期に比べ16.4%の増加となりました。

### ③データベース・その他

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供するIR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で提供するサービスです。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

当連結会計年度のデータベース・その他の売上高は、前年同期に比べ4.7%の減少となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の実績は166百万円であり、この主なものは次のとおりであります。

設備投資の内容	投資金額（百万円）
株主データベースに関するシステム構築	124

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業使命のもと、唯一無二のエクイティ（株式議決権）・コンサルティング会社として、日本のみならず世界の資本市場での信用の礎を固めてまいりました。

わが国においても大きな企業再編の波が押し寄せようとしているなか、当社グループはこうした変動のなかでの中心的な役割を担うべく、IR・SRコンサルティング業務、投資銀行業務、証券代行業務を有機的に結合させることで、持続的な成長の速度を上げていく所存であります。

今後もCorporate Identityである「Power of Equity（株式議決権の力）」をゆるぎない武器とし、東京証券取引所市場第一部上場企業としての信用力を最大限に活用しグループの成長を一層加速させてまいります。とりわけ以下の4点については、重要課題として取り組んでおります。

#### ①SRコンサルティングの普及

海外機関投資家保有比率の増加に加え、日本版スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの実施に伴い、時価総額の大きい上場企業だけでなく、地方企業や時価総額の比較的小さい企業においても、SRコンサルティングの必要性が増しております。SR部を創設したり、SR訪問を積極的に行うなどコーポレートガバナンス・コードが掲げる「株主との建設的な対話」を促進するための体制の整備を積極的に推進する企業が増加しており、企業におけるSR活動の認知度およびその位置づけは日々重要性を増しています。

それらのSR活動を支える当社のSRコンサルティングサービスは、これまでの当社グループの経験や実績、ノウハウ等が蓄積された当社独自のサービスであり、他社の追随を許さない圧倒的な優位性を誇るものであります。今後もコーポレートガバナンス・コードに対応した取締役会の実効性評価の支援や業績連動型役員報酬の導入に関するコンサルティング、ESGへの関心の高まりを受けたESG開示コンサルティングのほか、独立社外役員の人材紹介サービス等、機関投資家のニーズを熟知している当社グループの強みを活かしたコーポレートガバナンス関連のコンサルティングサービスを強化、拡充することで、わが国の株式市場におけるSRコンサルティングの一層の浸透、普及を目指します。

#### ②投資銀行業務の拡大

議決権（経営支配権）、株主／アクティビストに関する情報力・コンサルティング

力をもとにM&Aの助言、FA業務を展開し、お客様の課題解決に資するフィナンシャルソリューションをご提案しております。また、どの金融系列にも属さない独立系アドバイザーとしてコンフリクトを管理し徹底的にお客様の立場に立ったアドバイスをしております。

上場会社600社超との取引基盤をもとにした広範な取引ネットワークをベースに、弁護士、公認会計士のほか、プロキシファイト、敵対的買収、コーポレート・ガバナンス等のそれぞれの経験豊かな専門家を社内に多数擁することで、唯一無二の独立系FAとしての圧倒的存在感を高めております。

今後も経験豊富な人材を採用するなど一層組織体制を強化し、当社グループの経営資源・ノウハウを複合的に活用することで投資銀行業務のさらなる拡大を図ってまいります。

### ③付加価値のある証券代行サービスの提供

信託銀行を中心とする旧態依然とした証券代行業界に大きな変革をもたらし、発行体の皆様に日々革新的なサービスの提供を行ってきた結果、80の発行体企業様（管理株主約35万人 2019年5月14日時点）からのご支持をいただいております。

これまでの証券代行業務は、株主名簿の管理業務が中心でしたが、当社では単なる株主名簿の管理業務にとどまらず、そこで得られる情報をベースに、アクティビスト・敵対的買収からの企業防衛・株主の長期安定化・議決権の安定確保・機動的エクイティファイナンスへの対応など、当社グループの高度なソリューションを駆使することで、アクティビズムの新時代が本格的に始まったわが国の株式市場において、戦略的かつ効果的な証券代行業務を提供することが可能となっております。

今後もご支持をいただいている発行体企業様の信頼にお応えし続け当社の信頼をより強固なものとするに加え、新たなお客様の幅広いご支持をいただくためにも、従来のSRコンサルティングサービスに加え、投資銀行業務におけるFA・PA業務等のサービスも提供することで、当社独自のより付加価値の高い証券代行サービスを引き続き提供してまいります。

### ④人的資源の拡充

当社の取り扱うサービスの認知度を広め、幅広いお客様のご支持をいただくには、サービスを考案、提供する人材だけでなく、それらを支える専門性を有する人材の確保が喫緊の課題であります。引き続き新卒、中途を問わず優秀な人材の積極的な登用に努めておりますが、実務知識習得のための社内勉強会の開催や、経営陣を講師とした各種研修プログラム、OJTによる実践的なプログラムを継続的实施することで、新たに確保した人材の早期の戦力化に加え、社員全体のボトムアップを図ってまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区分	第2期 2016年3月期	第3期 2017年3月期	第4期 2018年3月期	第5期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高 (百万円)	3,469	3,836	4,133	4,827
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	445	694	821	976
1株当たり当期純利益 (円)	23.99	38.87	46.15	54.82
総資産 (百万円)	3,986	3,847	4,589	5,051
純資産 (百万円)	3,095	3,190	3,586	4,008
1株当たり純資産額 (円)	166.81	179.39	201.38	224.87

(注) 第5期において、2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。そのため、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、当該株式分割が第2期の期首に実施されたと仮定し算定しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

## ①親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイ・アール ジャパン	795百万円	100.0%	IR・SRコンサルティング

## ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社アイ・アール ジャパン	東京都千代田区霞が 関三丁目2番5号	2,037百万円	3,616百万円

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業	内容
IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業	IR・SRコンサルティング (投資銀行業務、証券代行業務含む) ディスクロージャーコンサルティング データベース・その他

(8) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
丸の内オフィス	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
160名	0名(-)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員（フルタイム、パートタイムおよび休職者）を含んでおりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	0名(-)	42.6歳	8.4年

(注) 平均勤続年数は、株式会社アイ・アール ジャパンにおける勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

株式会社三井住友銀行 200百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 17,825,310株（自己株式817株を含む）  
 (3) 株主数 3,045名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率 （%）
寺下 史郎	9,089,000	50.99
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	690,000	3.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	682,700	3.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	636,300	3.56
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	453,376	2.54
4 5 アイズ株式会社	346,000	1.94
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	238,608	1.33
MSIP CLIENT SECURITIES	200,500	1.12
富松 圭介	200,000	1.12
BBH/DESTINATIONS INTERNATIONAL EQUITY FUND/WASATCH ADVISORS	197,100	1.10

（注）持株比率は自己株式(817株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ①2018年8月9日を払込期日とする特定譲渡制限付株式発行に伴い、発行済株式の総数が6,700株（株式分割考慮後13,400株）、資本金および資本準備金がそれぞれ12,945千円増加しております。
- ②2018年9月1日付の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき2018年9月1日をもって当社定款第6条を変更し発行可能株式総数を35,000,000株増加し、70,000,000株としております。
- ③資本効率および株主利益の向上を目的として、2018年11月30日付で自己株式772,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合4.15%）を消却しております。
- ④資本効率の向上および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施ならびに株主への一層の利益還元を目的として、自己株式の取得（上限16万株／3億円）を行うことを2019年5月14日に決議いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
寺下 史郎	代表取締役社長	CEO（最高経営責任者） 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO 経済産業省「企業価値研究会」委員 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員
栗尾 拓滋	代表取締役副社長	C00（最高執行責任者） 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社長・C00 株式会社アイ・アール ジャパンIRコンサルティング本部 管掌・本部長
皆川 裕	取締役経営統括本部 管掌・本部長	株式会社アイ・アール ジャパン取締役 株式会社アイ・アール ジャパン業務本部 管掌・本部長
大西 一史	取締役（監査等委員）	株式会社アイ・アール ジャパン取締役（監査等委員）
家森 信善	取締役（監査等委員）	国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授 金融庁「金融審議会」委員 金融庁参与 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役
安永 崇伸	取締役（監査等委員）	株式会社エネルギー政策研究所代表取締役 イーレックス株式会社社外取締役

- (注) 1. 2018年6月26日開催の第4期定時株主総会において、皆川裕氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2018年6月26日開催の第4期定時株主総会において、安永崇伸氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
3. 2018年6月26日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって、富松圭介氏は取締役（監査等委員）を辞任により退任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）であります大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、大西一史氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役（監査等委員）であります大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	39,391 (-)	36,390 (-)	3,001	-	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16,020 (15,120)	16,020 (15,120)	-	-	4 (3)
合 計	55,411	52,410	3,001	-	7

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。また、特定譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2017年6月26日開催の第3期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額50百万円 (うち社外取締役分は40百万円) 以内と決議いただいております。

## (参考) 当事業年度に係る子会社における取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	234,285 (-)	206,160 (-)	20,625	7,500	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	23,484 (13,404)	23,484 (13,404)	-	-	4 (2)
合 計	257,769	229,644	20,625	7,500	9

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、子会社における2015年6月24日開催の第8期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。また、特定譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2017年6月26日開催の第10期定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、子会社における2015年6月24日開催の第8期定時株主総会において年額30百万円 (うち社外取締役分は30百万円) 以内と決議いただいております。

(参考) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

<方針>

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、1. 月額報酬、2. 賞与、3. 株式報酬で構成されています。月額報酬は、経営の意思決定および監督業務の職責に基づく対価であり基本報酬の位置づけです。賞与は、前事業年度の連結営業利益に基づき、過去の支給実績や貢献度等を総合的に勘案の上、決定しています。株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

【監査等委員である取締役】

当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものといたします。

<手続>

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、業績に見合った役員賞与の支給等機動的な運用を可能にするため、年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬を年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と承認されております。当社は株主総会で承認を受けた範囲内で、月額報酬に加え、業績達成に見合った役員賞与の支給等を機動的に支払うものとし、その分配方法は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を踏まえて決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会にて決定しております。

なお、2017年6月26日開催の第3期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としております。譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしておりますが、支給する金銭報酬債権の額につきましては、前事業年度の目標達成度や対象取締役の貢献度、および「現金報酬：株式報酬」や「固定報酬：変動報酬」の割合等を総合的に勘案するとともに、事業年度毎に指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえ決定してまいります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①取締役（監査等委員） 大 西 一 史

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

大西一史氏は、当社の連結子会社である株式会社アイ・アール ジャパンの取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、株式会社アイ・アール ジャパンは当社が株式を100%保有する完全子会社であります。

###### イ. 当事業年度における主な活動状況

大西一史氏は、当期開催の取締役会17回のすべて、また監査等委員会17回のすべてに出席し、自らの経営者としての豊富な実績と経験に基づいた必要かつ確かな助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

##### ②取締役（監査等委員） 家 森 信 善

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

家森信善氏は、国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授、国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授および株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役を兼職しております。なお、当社と国立大学法人神戸大学、国立大学法人名古屋大学および株式会社地域経済活性化支援機構との間には、特別な関係はありません。

###### イ. 当事業年度における主な活動状況

家森信善氏は、当期開催の取締役会17回のすべて、また監査等委員会17回のすべてに出席し、金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家としての見地から、金融およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について必要かつ確かな助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

##### ③取締役（監査等委員） 安 永 崇 伸

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

安永崇伸氏は、株式会社エネルギー政策研究所代表取締役およびイーレックス株式会社社外取締役を兼職しております。なお、当社と株式会社エネルギー政策研究所およびイーレックス株式会社との間には、特別な関係はありません。

###### イ. 当事業年度における主な活動状況

安永崇伸氏は、2018年6月26日就任以降に開催された取締役会13回のすべ

て、また監査等委員会13回のすべてに出席し、コーポレート・ガバナンスに関する分野での豊富な経験と卓越した識見から必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

P w C あらた有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

4,800千円

#### ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24,000千円

- (注) 1. 当社は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### 【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。
- ②各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、月1回の定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、職務の執行状況を報告すると共に、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行につき相互に監視監督を行っております。
- ③各監査等委員である取締役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況を監査しております。
- ④当社は、コンプライアンス体制の基礎として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が実践すべき行動の基準を定めた「グループコンプライアンス管理規程」を制定しており、その徹底を図っております。
- ⑤当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止しております。また、係る制度においては、匿名での通報を認めると共に、通報者に対して不利益な取り扱いをしないことを保証しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、適切な方法、かつ、検索容易な状態で確実に保存および管理することとしております。

- ア. 株主総会議事録
- イ. 取締役会議事録
- ウ. 経営会議議事録
- エ. 稟議書
- オ. 契約書
- カ. 会計帳簿、計算書類
- キ. 事業報告
- ク. 税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識および把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。

- ア. 信用リスク
- イ. 内部統制リスク
- ウ. 法令違反リスク
- エ. 情報漏洩リスク
- オ. 災害等のリスク
- カ. その他事業継続に関するリスク

②当社は、リスクコントロール体制の基礎として「グループリスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害およびリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。

②当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

③当社は、当社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において執行の手続および責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。

④取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、取締役会に対して報告しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「グループコンプライアンス管理規程」を定めております。

②当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。

③当社は、内部監査部門として、「グループ内部監査規程」に基づき、業務部門から独立したグループ内部監査室を置いております。

④当社は、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

(6) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「グループ会社管理規程」を制定し、グループ会社に関する諸手続および管理体制を定めております。グループ会社管理は経営企画室が担当し、子会社を含むグループ会社の重要事項に対する当社の機関の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 子会社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識および把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。

(ア) 信用リスク

(イ) 内部統制リスク

(ウ) 法令違反リスク

(エ) 情報漏洩リスク

(オ) 災害等のリスク

(カ) その他事業継続に関するリスク

イ. 子会社は、リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害およびリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。また、当社グループに影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行う仕組みとして、親会社たる当社の「グループ統括戦略会議規程」に基づき、グループ各社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）を参加者とするグループ統括戦略会議を設け、審議することとしております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 子会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、子会社においても当社グループから独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。

イ. 子会社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

ウ. 子会社は、子会社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において執行の手続および責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。

エ. 子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、親会社たる当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして参加する子会社の取締役会に対して報告をしております。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 子会社は、コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」を定めております。

イ. 子会社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、親会社たる当社と同程度のコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。また、通報の事実および当該通報の内容についても、子会社の監査等委員である取締役だけでなく、親会社たる当社の監査等委員である取締役に対しても報告を行うこととしております。

ウ. 子会社は、内部監査部門として、「内部監査規程」に基づき、業務部門から独立した内部監査室を置き、独立社外取締役等で構成される監査等委員会との情報共有に努めております。

エ. 子会社は、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員である取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、その職務の執行を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を使用することができるとしております。

②当社は、補助使用人が監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の指揮命令に従うことなく、専ら監査等委員である取締役の指揮命令に従うこととしております。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員である取締役に報告することとし、「グループコンプライアンス管理規程」に基づき直ちにコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス違反に対処するとともに、必要に応じて注意喚起や再発防止策等の対応を取ることとしております。

- ②当社は、「監査等委員会規程」に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員である取締役に報告すべき事項および時期について定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができることとしております。
- ③監査等委員である取締役は、当社グループの法令遵守体制に問題を認めたときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとしております。
- ④取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員である取締役が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応することとしております。
- ⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員である取締役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを社内規程等において禁止しております。
- (9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行において、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- ②当社は、監査等委員である取締役が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、その費用を負担することとしております。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および反社会的勢力排除に向けた整備状況
- ①当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒否すると共に、これらの団体と関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、所轄の警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。
- ②社内規程等の整備状況  
当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、当社の取締役（監査等委

員である取締役を含む。) および使用人は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う旨を規定しております。

### ③社内体制の整備状況

#### ア. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経理総務ユニットに複数の不当要求防止責任者を設置するとともに、反社会的勢力に関する情報を集約し一元的に管理する体制を構築しております。

#### イ. 外部の専門機関との連携状況

当社は、所轄の警察署、顧問弁護士のほか、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターおよび公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を平時においても図っております。

#### ウ. 反社会的勢力に関する情報の収集および管理の状況

当社は、経理総務ユニットにおいて、定期的に外部専門機関から情報を入手し、社内に周知すると共に、入手した情報の管理をしております。

### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

#### (1) 内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のグループ内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

#### (2) コンプライアンス

当社は、当社および子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「グループコンプライアンス管理規程」により相談・通報体制を設けており、子会社においても「コンプライアンス管理規程」を整備、運用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

#### (3) リスク管理体制

取締役会およびグループ統括戦略会議において管理部門のリスク抽出結果を報告し、リスク情報の共有および周知を行っているほか、コンプライアンス違反を伴う等社内ルールを逸脱するような事案、重大な事故に繋がる可能性のある事案等が発生した場合には、速やかにグループコンプライアンス委員会において対応できる体制を構築、運用しております。

#### (4) 内部監査

グループ内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および子会社のグル

ープ内部監査を実施しております。

(5) 監査等委員会に関する取組み

- ①監査等委員は、取締役会、グループ統括戦略会議等の重要な会議への出席等を通じ、取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ②監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。
- ③監査等委員会での議題の中から関連ある議題につき、会計監査人や内部監査部門に説明を求める等情報の共有、連携を図っております。

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の決定機関は株主総会といたしております。また、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨につきましても定款に定めております。

当期の売上高および利益が増収増益であったことを受け、当期の期末配当は前回予想から3円引上げ1株につき23円といたします。この結果、中間配当金1株につき15円と合計した当期の年間配当金は1株につき38円となります。当期の配当で、4期連続増配となっております。

また、内部留保につきましても、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化および将来の成長分野への投資に充当したいと存じます。

次期の配当は中間配当として1株につき20円、期末配当として1株につき25円、通期で1株につき45円（7円増配）を現時点において予定しております。ただし業績動向等を踏まえ、自己株式の取得を含めた機動的な対応を行ってまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,595,339</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>984,561</b>
現金及び預金	2,761,534	買掛金	23,732
受取手形及び売掛金	710,261	短期借入金	200,000
仕掛品	11,571	未払金	77,626
前払費用	103,438	未払費用	53,799
その他	10,461	未払法人税等	194,541
貸倒引当金	△1,927	前受金	32,156
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,454,895</b>	預り金	225,056
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>354,269</b>	賞与引当金	85,777
建物附属設備	225,325	役員賞与引当金	7,500
車両運搬具	19,480	その他	84,372
工具、器具及び備品	109,463	<b>固 定 負 債</b>	<b>58,416</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>426,273</b>	長期未払金	50,710
ソフトウェア	414,928	退職給付に係る負債	7,706
その他	11,345	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,042,978</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>674,351</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	182,952	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,007,911</b>
敷金及び保証金	286,845	資本金	818,292
長期売掛金	120,960	資本剰余金	506,400
繰延税金資産	146,174	利益剰余金	2,683,909
その他	11,219	自己株式	△691
貸倒引当金	△73,799	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>325</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>979</b>	その他有価証券評価差額金	325
創立費	979	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,008,236</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,051,214</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>5,051,214</b>

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,827,639
売上原価		1,092,083
売上総利益		3,735,555
販売費及び一般管理費		2,301,346
営業利益		1,434,208
営業外収益		
受取配当金	170	
受取遅延損害金	17,927	
雑収入	950	
その他	466	19,514
営業外費用		
支払利息	1,062	
為替差損	1,073	
創立費償却	1,175	
投資事業組合運用損	2,564	
その他	22	5,899
経常利益		1,447,823
税金等調整前当期純利益		1,447,823
法人税、住民税及び事業税	475,133	
法人税等調整額	△4,214	470,919
当期純利益		976,904
親会社株主に帰属する当期純利益		976,904

# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	805,797	794,599	2,286,071	△300,975	3,585,491
当期変動額					
新株の発行	12,495	12,495			24,991
剰余金の配当			△579,066		△579,066
親会社株主に帰属 する当期純利益			976,904		976,904
自己株式の取得				△409	△409
自己株式の消却		△300,694		300,694	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	12,495	△288,198	397,838	300,284	422,419
当期末残高	818,292	506,400	2,683,909	△691	4,007,911

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	1,279	1,279	3,586,771
当期変動額			
新株の発行			24,991
剰余金の配当			△579,066
親会社株主に帰属 する当期純利益			976,904
自己株式の取得			△409
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△954	△954	△954
当期変動額合計	△954	△954	421,465
当期末残高	325	325	4,008,236

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴詳 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年5月14日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,148,300</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>354,792</b>
現金及び預金	931,621	短期借入金	200,000
未収入金	213,485	未払金	5,731
前払費用	2,576	未払法人税等	121,061
その他の	617	賞与引当金	1,372
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,467,282</b>	その他の	26,627
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>132,235</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,494</b>
建物附属設備	84,482	長期未払金	1,494
工具、器具及び備品	47,752	<b>負債合計</b>	<b>356,286</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>920</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	920	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,260,275</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,334,126</b>	資本金	818,292
投資有価証券	177,223	資本剰余金	1,238,003
関係会社株式	2,037,164	資本準備金	807,094
敷金及び保証金	110,034	その他資本剰余金	430,909
繰延税金資産	9,703	利益剰余金	1,204,672
<b>繰 延 資 産</b>	<b>979</b>	その他利益剰余金	1,204,672
創立費	979	繰越利益剰余金	1,204,672
		自己株式	△691
		<b>純資産合計</b>	<b>3,260,275</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,616,562</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,616,562</b>

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	834,979	
経 営 指 導 料	413,568	1,248,547
営 業 費 用		189,238
営 業 利 益		1,059,309
営 業 外 収 益		
未 払 配 当 金 除 斥 益	454	
雑 収 入	45	
そ の 他	4	503
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,062	
創 立 費 償 却	1,175	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,564	4,803
経 常 利 益		1,055,009
税 引 前 当 期 純 利 益		1,055,009
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	74,286	
法 人 税 等 調 整 額	△5,387	68,899
当 期 純 利 益		986,109

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	805,796	794,598	731,603	1,526,201	797,628	797,628
事業年度中の変動額						
新株の発行	12,495	12,495		12,495		
剰余金の配当					△579,066	△579,066
当期純利益					986,109	986,109
自己株式の取得						
自己株式の消却			△300,694	△300,694		
事業年度中の変動額合計	12,495	12,495	△300,694	△288,198	407,043	407,043
当期末残高	818,292	807,094	430,909	1,238,003	1,204,672	1,204,672

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△300,975	2,828,651	2,828,651
事業年度中の変動額			
新株の発行		24,991	24,991
剰余金の配当		△579,066	△579,066
当期純利益		986,109	986,109
自己株式の取得	△409	△409	△409
自己株式の消却	300,694	—	—
事業年度中の変動額合計	300,284	431,624	431,624
当期末残高	△691	3,260,275	3,260,275

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴詳 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年5月14日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当  
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、  
指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め  
ます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め  
ます。

2019年5月23日

株式会社アイ・オールジャパンホールディングス 監査等委員会

監査等委員 大西 一史 ㊟

監査等委員 家森 信善 ㊟

監査等委員 安永 崇伸 ㊟

(注) 監査等委員大西一史、家森信善および安永崇伸は、会社法第2条第15号および第331条第6  
項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

当社本店会議室(霞が関ビルディング26階)

電話 東京(03)3519-6750



## 虎ノ門駅よりお越しの方

東京メトロ銀座線 「虎ノ門」 駅下車

11番出口より徒歩約2分

## 霞ヶ関駅よりお越しの方

東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 「霞ヶ関」 駅下車

A13番出口より徒歩約5分

○会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。